

『高知県職員賠償責任保険』のご案内

-公務員賠償責任保険-

高知県職員賠償責任保険の概要

この保険は、公務員の皆さまに対して、公務員としての職務に起因する損害賠償請求などがなされた場合に、皆さまが負担される法律上の損害賠償金と争訟費用について保険金をお支払いするものです。

たとえば・・・

- 『住民訴訟』により住民側が勝訴した場合、自治体から**職員個人に請求される損害賠償金**を補償します。
- 公務員としての職務遂行に起因した『その他の損害賠償請求』により**職員個人に請求される損害賠償金**を補償します。
- 提訴されたことにより**職員個人が負担する争訟費用（弁護士費用・訴訟費用）**についても補償します。

- ・国家賠償法（第1条・第2条）に基づく求償請求も補償します。
- ・セクハラ・パワハラ等の争訟費用を補償します！ ただし、被保険者の故意による場合は補償対象外です。
- ・地方自治法243条の2第3項に定める首長からの賠償命令を補償します。 ただし、被保険者の故意による場合は補償対象外です。

平成30年度募集要綱について

首長、専門的な職業に就く方（医師・看護師、など）、消防職員、警察職員はご加入対象外となりますのでご注意ください。



保険契約者

高知県庁生協

加入対象者（被保険者）

高知県庁生協の組合員

保険期間

平成30年6月1日午後4時から平成31年6月1日午後4時まで 1年間

新規申込み 受付期間

平成30年5月7日（月）から平成30年5月25日（金）まで
平成30年5月25日（金）に加入依頼書が県庁生協必着

お手続き方法

専用の加入依頼書に必要事項を記入のうえ、県庁生協（代理店：虹のサービス）までご提出ください。継続加入をしない場合は、県庁生協（代理店：虹のサービス）までご連絡ください。

保険料お支払方法

※加入依頼書の記載内容に間違いがないかご確認ください。被保険者（保険の補償を受けられる方）のお名前、住所、業務内容などをご確認ください。この保険と補償内容が重なる他の保険契約がある場合は必ずご記入ください。

平成30年9月給与からチェックオフ（天引き）させていただきます。

派遣先業務の取扱

以下の法、条例に基づく派遣者も対象とします（新規・継続とも）。また、派遣先での業務も補償対象とします。

ただし、公務員としての身分と団体構成員としての資格を持っていることは必須です。

ア．公益法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律（平成12年法律第50号）

イ．地方自治法（昭和22年法律第67号）

ウ．公益法人等への記名法人の職員の派遣等に関する条例

お問い合わせ先

取扱代理店

虹のサ - ビス 有限会社

〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52

T E L 088-821-4680

受付時間：平日午前8時30分から午後5時30分まで

（土・日・祝日・年末年始は除く）

引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 高知支店 法人支社

〒780-8539 高知市本町2-1-6 T E L 088-822-6205

受付時間：平日午前9時から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は除く）

本年度改定項目について

1. 国家賠償法第2条2項への対応（公の営造物の設置管理に関する損害賠償の求償）を行いました。
従来の補償では国家賠償法第1条2項の求償には対応しておりましたが、第2条2項の対応ができておらず、公の営造物に関連する個人への求償は補償対象外となっております。この改定により、道路、河川等の設置または管理瑕疵に起因した補償等にも対応が可能となりました。
2. 市町村職員共済組合に所属する短時間再任用職員の継続加入について範囲拡大を行いました。
平成28年10月以降、短時間の再任用職員は雇用が継続するものの共済組合員でなくなることから、一部の加入者が継続できなくなる場合が発生します。
従来の被保険者の範囲は共済組合員となっておりますが、本件に伴い、共済組合員でなくなった場合には保険加入資格を失うこととなります。従来どおり補償を希望する加入者さまのために被保険者の範囲拡大を行います。
被保険者を下記の通り変更します。
【高知県庁生協組合の構成員および退職により組合員資格を喪失した再任用職員】

1 保険のお支払対象

お支払いする保険金は以下のとおりです。

- (1) 法律上の損害賠償金 ①身体賠償事故の場合（治療費、休業損害、慰謝料 など）
②財物賠償事故の場合（修理費など）
- (2) 被害者に対する応急手当、緊急処理などの費用
※事前に損保ジャパン日本興亜の承認が必要です。
- (3) 訴訟になった場合の争訟費用や弁護士報酬など

ただし、修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

損害賠償

職員個人が公務員としての職務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、法律上の損害賠償を負担することにより被る損害に対して保険金額の範囲内で保険金をお支払いします。また、地方自治法243条の2第3項に基づく損害賠償金をお支払いします。
※事前に損保ジャパン日本興亜の承認が必要です。

【事例】

- * 議決承認された第3セクターに対する補助金が裁判の結果違法とされ、補助金の支出をした職員に賠償責任があるとされた。
 - * 著しい廉価で市有地を売却したことについて、住民訴訟が提起され、裁判の結果その契約を行った職員に損害賠償責任があるとされた。
 - * 窓口に来られた方から、対応した職員の対応に問題があるとして名誉き損で訴えられた。
 - * 職員の対応（法令違反等を除きます。）が原因で、店舗の営業許可が遅れたことにより逸失利益が生じ、損害賠償責任があるとされた。 など
- （注）被保険者の行為が、法令、条例および自治体の規則等に反することが裁判の結果によらず明らかな場合は、保険金お支払いの対象外となります。

争訟費用

職員個人に請求される訴訟費用・弁護士報酬等の争訟費用についてお支払いします。住民訴訟の告知を受けた職員が、訴訟に参加した場合の争訟費用（補助参加争訟費用）についてもお支払いします。国家賠償法（第1条・第2条）に基づく求償請求を含みます。セクハラ・パワハラは争訟費用のみ補償対象となります。（被保険者の故意に起因する場合は除きます。）

初期対応費用

被保険者が行った公務に起因して、被保険者が損害を被る場合において、被保険者が支出した次のから までを掲げる費用（ただし、社会通念上妥当な費用にかぎりませう。）を補償します。
* 事前に損保ジャパン日本興亜の承認が必要です。

- ①事故現場の保存およびその記録に要する費用
- ②事故現場の原因および状況の調査に要する費用
- ③事故現場の取り片付けに要する費用（残存物の廃棄費用を含みます。）
- ④被保険者が身体の障害を被った者の自宅またはその者が入院している医療施設に赴くために要する交通費や宿泊費等の費用
- ⑤通信費
- ⑥被害者の生命または身体を害したことに対する見舞金、見舞品購入費用。（1事故につき、被害者1名につき合算で3万円が限度）

2 補償内容と保険料

(保険期間 1年 一時払)

補償コース	被保険者1名あたり保険金額				保険料 (1名あたり)
	①損害賠償金	②争訟費用	①+②	初期対応費用	
	一連の損害賠償請求あたりの支払限度額		期間中限度額	期間中限度額	
A	3億円	3億円	3億円	500万円	10,320円
B	1億円	1億円	1億円	500万円	9,600円
C	5,000万円	5,000万円	5,000万円	500万円	7,200円
D	3,000万円	3,000万円	3,000万円	500万円	5,400円

3 補償対象期間について

継続契約については加入依頼書の「初年度契約の保険期間の開始日」欄に記載されている日付以降に、また新規契約については保険期間の開始日の1年前の日付以降に行った公務に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合が補償の対象となります。

ただし、保険期間開始日前に係争中であつたもの、加入者が訴訟がなされる恐れがある状況を知っていた場合（住民監査請求がなされた場合など知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）など訴訟または損害賠償請求が提起されることを予見していたものは保険金支払いの対象とはなりません。

4 退職後も安心です！損害賠償請求期間延長特約（自動セット）

退職日の属する保険期間末日（毎年6月1日午後4時）まで保険加入いただくことで、その保険期間末日から5年間の「損害賠償請求期間延長担保特約」が自動セットされます。これにより、退職日の属する保険期間終了後、5年以内は公務員としての職務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因した保険金支払対象となる損害賠償請求が提訴された場合に備えることができます。（保険料の追徴はありません。）なお、中途脱退（解約）された場合は、この特約は適用されません。

5 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、直接であると間接であるを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。詳しくは普通保険約款、特約条項、追加条項をご覧ください。

- ① 被保険者の故意に起因する損害賠償請求
 - ② 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
 - ③ 被保険者の犯罪行為(刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯を除きます。)に起因する損害賠償請求
 - ④ 法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する損害賠償請求
 - ⑤ 被保険者に給料、俸給、各種手当、報酬等の給与その他の給付が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
 - ⑥ 被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、公社債等の売買等を行ったことに起因する損害賠償請求
 - ⑦ 他人に対する違法な利益の供与に起因する損害賠償請求
 - ⑧ 被保険者が公務員としてその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求
 - ⑨ 公務員(法令の規定により公務員とみなされる者を含みます。)に対する違法な公金の支出に起因する損害賠償請求
 - ⑩ 供応接待(懇親会、歓談会その他名目を問いません。)、娯楽または遊興飲食に対する違法な公金の支出に起因する損害賠償請求
 - ⑪ 初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求
 - ⑫ 初年度契約の保険期間の開始日より前に記名法人に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実^に起因する損害賠償請求
 - ⑬ この保険契約の保険期間の開始日より前に、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
 - ⑭ この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
 - ⑮ 汚染物質の排出、流出、いつ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態に起因する損害賠償請求
 - ⑯ 汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請に起因する損害賠償請求
 - ⑰ 雇用行為、雇用上の差別または不当解雇に起因する損害賠償請求
 - ⑱ 専門職業的行為(医師、歯科医師、看護師等その他これらに類似の専門職業的行為)に起因する損害賠償請求
 - ⑲ 不当な逮捕、投獄、暴行、体罰に起因する賠償責任
 - ⑳ セクシャルハラスメント、プライバシーの侵害に起因する損害賠償請求(セクシャルハラスメントの争訟費用については、この規定を適用しません。)^{など}
- (※)記名法人、記名法人の職員または記名法人の議会の議長もしくは議員が原告の一部となってなされた一連の損害賠償請求などに起因する損害については、お支払いできません。
- (注)上記⑪～⑳については、実際にその行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも適用され、①～⑭についてその適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われます。

6 職業別加入可否一覧表

以下の職種はご加入対象外となります。なお、加入の対象となるか否かご不明の場合には、恐れ入りますが、取扱代理店：虹のサービスまたは引受保険会社：損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

お問い合わせ先は、本パンフレット表紙下段に記載しております。

- ・都道府県市町村議会議員
- ・警察職員

消防職員については一般財団法人全国消防協会の消防職員賠償責任保険の制度もあります。被保険者またはその使用人と業務の補助者が行う以下の専門職業行為に起因する損害は補償の対象外となります。

- ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等
- ・法令により医師、歯科医師、獣医師または薬剤師にかぎり認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売授与またはこれらの指示。
- ・獣医師などが行う専門職業行為、および身体の美容または整形。

事故発生の場合の手続きについて

1. 事故のご連絡

< 保険会社への連絡 >

(1) 住民監査請求および住民訴訟

- ・住民監査請求がなされた段階で下記の損保ジャパン日本興亜保険金サービス課へご連絡をお願いします。
- ・さらに住民訴訟が提起された段階にも、再度ご連絡をお願いします。

(2) 民事訴訟およびその他の損害賠償請求

- ・民事訴訟が提起された段階またはその他の損害賠償請求がなされた段階で、下記の損保ジャパン日本興亜保険金サービス課へご連絡をお願いします。

< 連絡事項 >

(1) 住民訴訟

- ・住民監査請求がなされた段階では、住民監査請求の状況ならびにその原因となる事実および行為について、発生日、関係者等に関する詳細な内容を書面により連絡ください。
- ・住民訴訟が提起された場合には、原告の情報および職員の方が申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報等を書面にてご連絡ください。

(2) 民事訴訟およびその他の損害賠償請求

- ・損害賠償請求を受けた場合には、損害賠償請求の内容（被害者より送付された内容証明郵便等の写し）、被保険者（被告）が申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報等を書面にてご連絡ください。
- ・民事訴訟が提起された場合には、原告の情報と被保険者が申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報等を書面にてご連絡ください。

2. その他ご注意事項

- (1) 事故が起こった場合は、遅滞なく下記連絡先までご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- (2) 賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故などにかかわる示談につきましては、必ず損保ジャパン日本興亜とご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜にご相談なく示談された場合は、保険金の一部または全額をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
(注) この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。
- (3) 保険金は、原則として被保険者から相手方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (4) 保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物に損害を与えた等の賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収証、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿 等 ②他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収証、休業損害証明書、源泉徴収票 等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登記事項等証明書 等
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収証、承諾書 等

(注1) 事故の内容および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までお問い合わせください。

(5) 損保ジャパン日本興亜は被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は30日超の日数を要することがあります。

- ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
- ② 専門機関による鑑定結果の照会
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④ 日本国外での調査
- ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

・上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

・保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

【事故発生の際のご連絡先】

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 高知保険金サービス課 TEL088-880-5057（平日：午前9時から午後5時まで）

平日夜間、土日祝日の場合には、次の事故サポートセンターまでご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】 0120-727-110

平日：午後5時から翌日午前9時まで

土日祝日(12月31日から1月3日を含みます)：24時間

上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

その他ご注意いただくこと

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■この保険は、営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

■この保険契約と補償内容が重なる他の保険契約がある場合は必ずご記入ください。

■本保険契約の保険料は所得控除の対象ではありません。

■告知義務(ご契約締結時における注意事項)

(1)保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項> ■加入依頼書等の記載事項すべて

(2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書の次の項目をいいます。 ①加入者の増減 ②各加入者の保険金額の変更

■通知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1)保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、そのような事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。次のような場合には、**あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。**

★加入依頼書等の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(※)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、**あらかじめ**取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知が必要となります。

(2)次の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。ご連絡いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないこととなります。★ご契約者の住所などを変更される場合

(3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがなされないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことや契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

(4)重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

■取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務をおこなっています。

したがって、取扱代理店とご締結され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

■加入者証は保険期間終了まで大切に保管してください。また3か月を経過しても加入者証が届かない場合には、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

■引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外のご契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■公務員賠償責任保険は、被保険者(保険の補償を受けられる方)が、公務員としての職務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求をなされたことによって被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。ただし、適用される特約条項によっては、これと異なる場合があります。詳しくは、特約条項および追加条項等をご覧ください。

■公務員賠償責任保険は、補償内容に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。詳しくは、特約条項および追加条項をご覧ください。

■住民訴訟前の当事者間での和解(=示談)は保険金支払いの対象外です。住民訴訟提起後の和解(裁判所の和解勧告)はお支払対象です。(事前に保険会社の承認が必要です。)

■損害賠償金は裁判等での確定後にお支払いします。

<個人情報取扱いについて>

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト

(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

■保険会社との間で問題を解決できない場合

(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

【ナビダイヤル】0570-022808<通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <http://www.sonpo.or.jp/>